

松茂町子どもの読書活動推進計画

(第四次推進計画)



令和2年10月

松茂町教育委員会

第四次推進計画策定にあたって

情報化社会の進展により、スマートフォン等の情報メディアの急速な普及が進み、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化を続けています。大量の情報が氾濫する中で、子どもたちは自分の力で情報を判断する能力を身につける必要があります。そのため、読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることが大切になってきます。

第65回学校読書調査(2019年)によると、1ヶ月間の平均読書冊数は、小学生が11.3冊、中学生が4.7冊、また、不読者(1か月間に読んだ本が0冊の児童生徒)の割合は、小学生は6.8%、中学生は12.5%となっており、ともに長期的には改善傾向にあるものの、「読書離れ」や「読むこと読まない子の二極化」が改善されたとはまだまだ言えません。

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。この基本理念に基づき、本町では「松茂町子どもの読書活動推進計画」を策定し、家庭・地域・学校・ボランティア等が協力、連携し、様々な取り組みを進めてまいりました。

この度、平成27年10月に策定された「松茂町子どもの読書活動推進計画(第三次推進計画)」が計画期間である5年を経過しました。

この間、国においては、平成30年4月に「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が、県においては、令和元年10月に「徳島県子どもの読書活動推進計画[第四次推進計画]」が策定されました。今回はこれらの内容をふまえ、現在の社会状況に対応できるように見直し、各関係機関がさらなる連携して取り組みが進められるよう、「松茂町子どもの読書活動推進計画(第四次推進計画)」を策定することになりました。

新型コロナウイルスの発生により、これまでにない生活様式が定着しつつあり、新しい時代を迎えていることを感じられます。

それでもなお、人間同士の結びつきを大切にしていくためには、「読書」によって培われる、自分を表現する力と相手を思いやる心が必要であると考えています。

第四次推進計画には、これからの子どもの読書活動の推進に必要な考え方・取組を記してあります。今後は、読書活動の推進を通して、人間性豊かな子どもたちの育成のための読書環境づくりを継続したいと思っております。

本計画にご協力いただきました皆様方に感謝申し上げますとともに、これからも読書環境の充実や読書活動の普及・啓発に取り組んでまいりますので、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年10月

松茂町教育委員会
教育長 丹羽 敦子

目 次

第1章 第三次推進計画の成果と課題

- 1 第三次推進計画策定後の情勢変化 1
- 2 第三次推進計画の成果 3
- 3 第三次推進計画の課題 4

第2章 第四次推進計画策定の基本的な考え方

- 1 松茂町子どもの読書活動推進計画（第四次推進計画）策定の趣旨 5
- 2 基本方針 5
- 3 子どもの読書活動推進ネットワーク 7
- 4 計画の期間 7

第3章 子どもの読書活動推進のための取組

- 1 家庭における子どもの読書活動の推進 8
- 2 保健相談センターにおける子どもの読書活動の推進 9
- 3 子育て支援センターにおける子どもの読書活動の推進 10
- 4 保育所（園）における子どもの読書活動の推進 11
- 5 幼稚園における子どもの読書活動の推進 12
- 6 小学校における子どもの読書活動の推進 13
- 7 中学校における子どもの読書活動の推進 14
- 8 放課後児童クラブにおける子どもの読書活動の推進 15
- 9 町立図書館における子どもの読書活動の推進 16
- 10 ボランティアによる子どもの読書活動の推進 17

第4章 子どもの読書活動推進のための社会的気運の醸成

- 1 関係諸機関・組織の連携 19
- 2 社会的気運の醸成 19

【資料】

貸出者数・貸出冊数の推移

子どもの読書活動の推進に関する法律

「松茂町子どもの読書活動推進計画（第四次推進計画）」策定委員名簿

第1章 第三次推進計画の成果と課題

1 第三次推進計画策定後の情勢変化

「松茂町子どもの読書活動推進計画」（第三次推進計画）が平成27年10月に策定されてから、本町の子どもの読書活動を取り巻く社会情勢、国の関連法整備状況、県内・町内の教育諸施策も大きく変化しました。

【国】

(1) 「学校図書館法」の一部改正

- ・ 平成26年7月：「学校図書館法」の一部が改正され、専ら学校図書館の職務に従事する職員としての学校司書を置くように努めなければならないことや、学校司書への研修等の実施について規定されました。

(2) 「学校図書館ガイドライン」「学校司書のモデルカリキュラム」作成

- ・ 平成28年10月：「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」がとりまとめられ、これを受け、「学校図書館ガイドライン」、「学校司書のモデルカリキュラム」が作成されました。

(3) 「学校図書館図書整備等5か年計画」の作成

- ・ 「第4次学校図書館図書整備等5か年計画」（平成24年～28年度）において、総額約1,000億円の地方財政措置が講じられ、学校図書標準を達成した学校の割合は増加しました。平成29年度からの「第5次学校図書館図書整備等5か年計画」においては、総額2,350億円をかけ、図書標準の達成に加え、計画的な図書の更新を行うこととしています。

(4) 「第3期教育振興基本計画」の策定

- ・ 平成30年6月：教育基本法（平成18年法律第120号）台17条第1項に基づき、第3期の教育振興基本計画が閣議決定されました。本計画は2030年以降の社会変化を見据えた教育政策の在り方を示すもので、以下の5つの基本方針が明示されました。
 - 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成
 - 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力の育成
 - 3 生涯学び、活躍できる環境の整備
 - 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネット

トの構築

5 教育政策推進のための基盤の整備

(5) 「学習指導要領」の改訂・施行（小中高）

- ・ 小学校は令和2年度、中学校は令和3年度から新学習指導要領が全面実施されます。また、高等学校では令和4年度から年次進行で移行されます。新学習指導要領では、言語能力を向上させる重要な活動の一つとして読書活動の充実が規定されています。各教科等の特質に応じて言語活動の充実を図るとともに、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の自主的・自発的な読書活動を充実させることが求められています。

【県】

(1) 「徳島県読書活動の推進に関する条例」の制定

- ・ 平成29年4月：子どもから大人まで、全ての県民が読書活動に取り組む環境づくりを積極的に推進し、文化的で豊かな県民生活の実現を目指して、「徳島県読書活動の推進に関する条例」を制定しました。
- ・ 4/23～5/12、10/27～11/9を、この条例で徳島県読書活動推進期間としています。

(2) 読書の生活化プロジェクトⅣ・Ⅴ推進

- ・ Ⅳ…平成27～29年度：「友達や家族に『おすすめ本』を紹介しよう！」
- ・ Ⅴ…平成30～令和2年度：「本や新聞記事について友達や家族と語り合おう！」

(4) 「徳島県子どもの読書活動推進協議会」（平成16年度設置）の活動

- ・ 「徳島県子どもの読書活動推進計画（第三次推進計画）の進捗状況の評価・検証の協議を年3回程度行っています。

(5) 「とくしま子ども読書推進アクション」「つながる読書推進事業」の推進

- ・ 平成24～28年度：「とくしま子ども読書推進アクション」
- ・ 平成29年度～：「つながる読書推進事業」、「とくしまの子どものためのブックリスト100!」改訂版、「とくしまの赤ちゃんのためのブックリスト100!」新装版を発行しました。

(6) 徳島県教育振興計画

- ・ 第2期（平成25～29年度）読書活動イベント参加者数の増大と

「ふだん1日10分以上」読書をする児童生徒の割合の増加を数値目標として設定し、読書の習慣化の推進を図りました。

- ・ 第3期（平成30～令和4年度）1日10分以上読書（新聞等を含む）をする児童生徒の割合の増加を数値目標として設定し、読書習慣の定着化を目指しています。

【町】

（1）松茂町子どもの読書推進連絡会の活動

- ・ 松茂町子どもの読書活動推進計画に基づき「松茂町子どもの読書推進連絡会」を開催し、意見交換、情報提供等協議を行いました。

（2）各種機関の連携による環境整備

- ・ 子どもの読書活動推進のため、学校、幼稚園、保育所（園）、放課後児童クラブ、子育て支援センター、保健相談センター、町立図書館、ボランティア団体と連携を図りながら、子どもの自主的読書活動を推進する環境整備を進めました。

（3）松茂町教育に関する事務の管理及び執行の状況点検及び評価報告

- ・ 平成19年度対象事業から事業に対する評価が行われ、教育委員会が行う事務事業の見直しや改善が図られています。

（4）松茂町教育振興計画に基づく施策

- ・ 平成22年3月に策定された「松茂町教育振興計画」の中で、すべての子どもたちが、生涯にわたり自主的な読書活動を継続できるように支援する施策を計画しており、令和2年度策定中の「松茂町教育振興計画 第3期」でもその方針は変わりません。

2 第三次推進計画の成果

第三次推進計画策定以降の取組の成果として、次のようなものが挙げられます。

- （1）小学校、中学校では、朝の読書活動の時間の定着が進み、限られた時間の中で読書を楽しむ習慣が身につけてきました。
- （2）保育所（園）、幼稚園では、職員やボランティアによる絵本の読み聞かせを行いました。また、子育て支援センターほか各機関では、読書の機会を確保し、読書に親しみを持ってもらうため、絵本の貸し出しを行い、家庭での読書環境整備に努めました。
- （3）各小学校では、朝や空き時間に読書の時間を設けたり、児童同士で読み聞かせをしたり、ボランティアの協力を得て読書環境を充実させたりし

たことで、子どもが自発的に読書に取り組む姿が多く見られるようになりました。

- (4) 中学校では、ビブリオバトルの実施等、学校図書室の活用が継続して行われ、また、図書委員会の積極的な活動により、読書機会の確保に向けた取り組みが行われました。
- (5) 放課後児童クラブほか各機関では、子どもの自主的な読書活動の契機となるような情報提供が進みました。
- (6) 各機関でのボランティアの活動が定着し、地域の子どもの読書環境が充実しました。
- (7) 保健相談センターと町立図書館とボランティアの連携により「ブックスタート事業」を実施し、親子で絵本を楽しむことの大切さを伝えることができました。
- (8) 町立図書館では、子ども向け図書や視聴覚資料の充実を図りました。

3 第三次推進計画の課題

第三次推進計画期間後の課題として、次のようなものが挙げられます。

- (1) 学校等での読書習慣は定着してきましたが、家庭での読書習慣が身に付いていない子どもがいる現状があり、子どもの成長段階に応じた読書の重要性について、保護者へのより一層の働きかけが必要です。
- (2) 読書をする子としない子の二極化が進み、学齢が進むにつれ、読書離れが進む傾向があります。
- (3) 学校図書室の管理が、学級担任との兼任であることから、読書の推進や図書室の環境整備などを推進しにくい状況となっています。
- (4) ボランティア団体間や施設管理者との連携が十分でなく、ボランティアの力を生かしきれていない面がありました。
- (5) 「ブックスタート事業」については、その成果と課題を見直した上で継続し、よりよい運営に努めることが必要です。
- (6) 学校教育施設、社会教育施設、福祉部門施設などと家庭がさらなる連携・協力体制を持ち、子どもの読書環境整備を図る必要があります。

第2章 第四次推進計画策定の基本的な考え方

1 松茂町子どもの読書活動推進計画（第四次推進計画）策定の趣旨

国では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月公布・施行）に基づき、平成14年8月に定められた第一次基本計画以降、おおむね5年ごとに、それぞれの成果と課題を検証した上で、今後の施策の基本方針と具体的な方策を明らかにする計画が策定されています。それらの成果と課題を踏まえ、平成30年4月には、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第四次基本計画）が策定されました。

徳島県では、国の基本計画に基づいて、平成15年11月に第一次推進計画を策定し、さらに平成21年3月（第二次推進計画）、平成26年10月（第三次推進計画）、それらの成果と課題を踏まえ、令和元年10月には、「徳島県子どもの読書活動推進計画」（第四次推進計画）が策定されました。

本町でも、国・県の計画に基づき、第三次推進計画期間中の成果と課題を明らかにし、今後の施策の方向性と具体的な取組を示すものとして「松茂町子どもの読書活動推進計画」（第四次推進計画）を策定します。

2 基本方針

（1）子どもの読書活動に対する関心と理解を深めるための啓発

子どもが読書習慣を身に付けるためには、大人からの働きかけが必要です。「ブックスタート」などの読み聞かせ、おはなし会、また大人が読書する姿を通して子どもたちは読書の楽しさに出会います。

特に子どもたちにとって身近な大人である保護者、教師、保育士の読書に対する姿勢は子どもたちに大きな影響を与えます。

子どもの読書活動を推進する社会的気運を醸成するため、まず子ども達の周りの大人に読書の意義や重要性について理解を深めてもらい、その上で子どもの読書活動を高めるための広報・普及・啓発活動を推進します。

（2）子どもの読書活動のための環境整備

読書には、考える力を伸ばし、自分自身の内面的成長を促すという特性があります。「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条にも「読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」とうたわれています。

今日の子どもの状況をみると、読解力の向上が課題であり、それにつながると思われる基礎学力の低下や問題解決能力の不足などが指摘されています。

また、言葉による論理的な思考力の未熟さが引き起こす問題行動なども

社会的な関心を集めています。

このような状況の中、子どもたち自身が、その成長に応じて読書の楽しさに気づき、自発的に読書活動を続け、豊かな心や言語力を育むことができるように、乳幼児期から読書に親しむ環境作りに配慮することが重要です。

そのために、子どもたちがいつでも、身近に、自主的な読書活動ができるよう各施設での図書充実など、施設・設備・資料その他環境整備の充実に努めます。

(3) 家庭・学校・地域社会が一体になった取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、学校教育施設、社会教育施設、福祉部門施設、ボランティア団体など、地域社会全体の取組が必要です。

子どもがどの発達段階においても読書に親しむことができる環境を作るために、地域社会全体が、あるべき子どもの読書の姿を共有し、関係機関が各々の担うべき役割を果たすことはもとより、連携し、相互に協力を図りつつ、取組をさらに推進していくことが求められています。

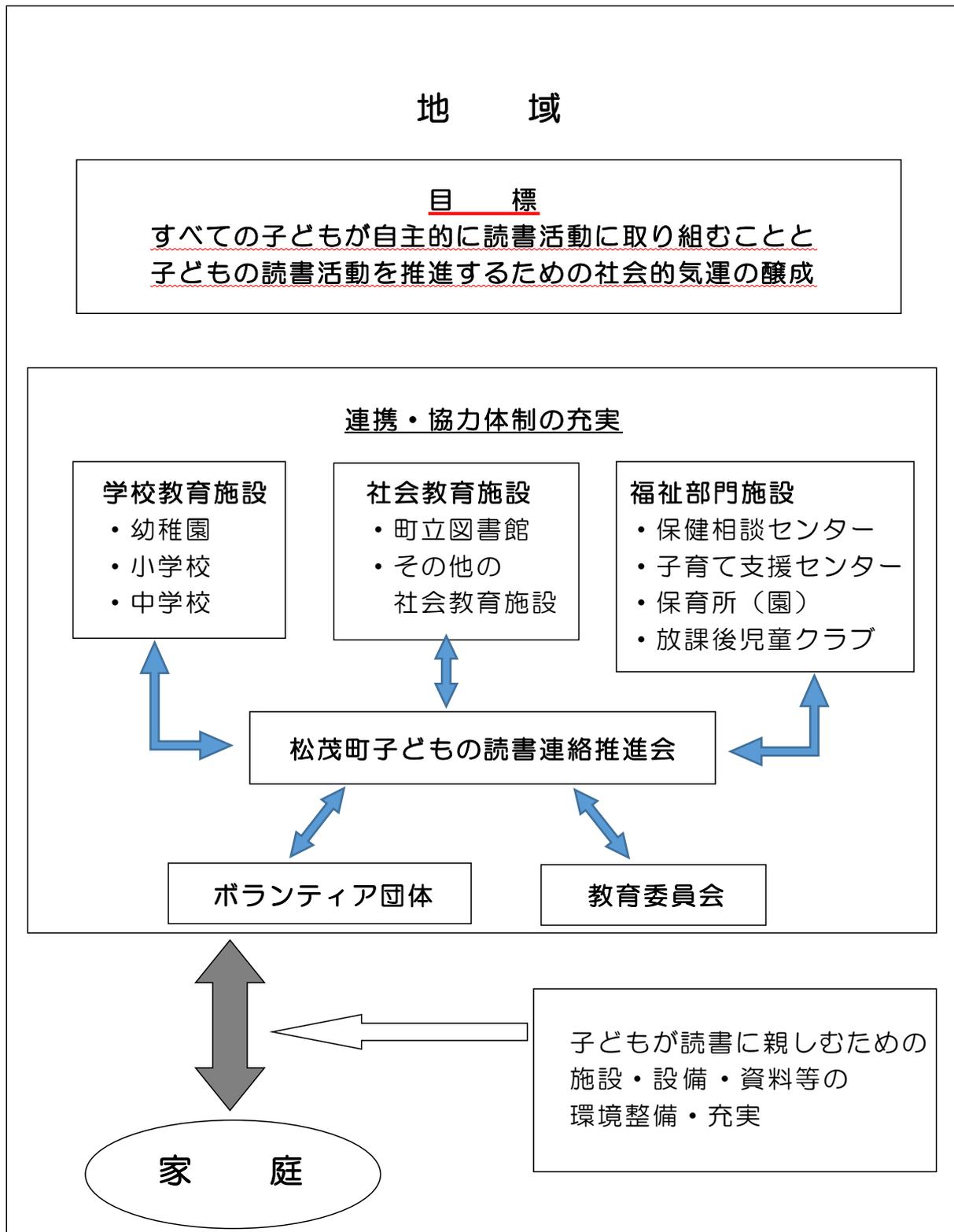
このような観点から、家庭・学校・地域がそれぞれ連携・協力し、子どもの自主的な読書活動の推進を図るための取組と、推進体制の強化を図ります。

(4) 特別な支援を必要とする子どもの読書活動支援

特別な支援を必要とする子どもたちが、豊かな読書活動を体験できるような環境を整備することも必要です。

本町では、特別な支援の方法やニーズに応じた読書活動支援を行います。

3 子どもの読書活動推進ネットワーク



4 計画の期間

計画の期間については、令和2年度から概ね5年間とします。

第3章 子どもの読書活動推進のための取組

1 家庭における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

読書は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。そして、子どもが読書習慣を形成していく上で、最も影響力を持つのが家庭です。赤ちゃんや小さな子どもは、自分で本を読むことができません。でも、大好きな父母や家族に絵本を読んでもらったり、話しかけてもらったりすることにより、本を読む楽しさを知っていきます。このように、家庭での読書活動が、日常的に継続して行われることにより、子どもの読書習慣は、自然と身につけていきます。家庭は、子どもの読書活動の入り口となります。

ところが、近年の家庭では、核家族化や共働き化が進み、保護者が子どもとかかわる時間は減少し、子どもと読書を楽しむ時間が取れないようになっていきました。その結果、子どもたちは、幼児期に読書に親しむ経験が不十分な状況です。さらに、学童期に入ってから、趣味やスポーツ、テレビ、ゲーム、学習塾や習い事などに費やす時間が増え、スマホ等の電子機器による情報のやり取りも一般的となり、読書に対する理解や興味・関心が薄くなっています。このような状態は子どもたちだけでなく家庭全体の傾向となっており、ますます読書離れが進んでいます。このような中で、子どもの学齢が上がるにつれ、読書をする子としない子の二極化が進んでいます。

今後、子どもの読書活動を推進していくためには、子どもの発達段階に合わせた読書活動の重要性を、保護者や周りの大人達に理解してもらうことが必要です。さらに、令和3年度から、全国の小・中学校でGIGAスクールが実施されます。それを受けてすべての児童・生徒にタブレット端末が一人一台配布されます。ネット上には青空文庫等、電子ブックが提供されています。これらの活用も今後考えていく必要があると思われます。

【具体的な取組】

- 保健相談センター、町立図書館、ボランティアなどが連携し、「ブックスタート事業」を充実し、乳幼児の保護者に対し子どもの発達段階に応じた読書活動の重要性を理解し、読書活動に関わるように啓発を推進します。
- 読み聞かせやおはなし会、就寝前10分読書等、家族で読書を楽しむことの大切さを啓発し、実践できるよう努めます。
- 学校等で行われる家庭教育学級等を通して、子どもの読書活動の重要性について啓発し、家庭での読書活動を推進します。
- 家族ぐるみの町立図書館利用や、読書活動に関する講演会や行事等への参加

を働きかけます。

- 町立図書館、幼稚園、学校などの関係機関は、広報、ブックリスト、家庭へのお便りなどを活用し、子どもの読書推進に寄与する情報を発信します。
- 令和3年度から実施される GIGA スクールで、一人一台配布される端末のよりよい活用方法について考えます。

2 保健相談センターにおける子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

乳児健診時、町立図書館の職員による「ブックスタート事業」についての説明をしています。乳児期から絵本に触れるきっかけを作り、絵本のすばらしさを伝え、また、町立図書館の利用の仕方を教えています。保健相談センターと町立図書館は地理的に近く、健診や教室の行き帰りにも気軽に寄っていただくことができます。

町外から転入し、手続きに来所された方には、センター職員が必要に応じて、「まっぴよ図書館だより」を渡し、町立図書館の利用をすすめています。育児教室では、年齢に応じた絵本の楽しみ方や読み聞かせの必要性を伝え、言語の獲得や情緒発達等への影響を説明しています。ことばは、普段子どもが目にして聞くことばから覚えていきます。ことばが通じない頃は、何もないと声かけも少なくなってしまうがちですが、絵本を読んであげることで、さまざまなことばを聞かせてあげることができます。幼児健診では、問診項目より保護者の読み聞かせの状況を把握し、必要に応じて、個別に保健指導を実施しています。

仕事や家事で忙しく、絵本の読み聞かせをする時間がないとの声が聞かれる一方、テレビやDVD、スマホなどの視聴時間は長くなっていると推察されます。このような電子メディアは、スイッチをつける等簡単な操作だけで気軽に視聴することができ、大人の手を煩わすことはありません。しかし、乳幼児が長時間電子メディアに触れることは、言語発達や生活習慣形成、小児期の健康さらには成人期の健康に悪影響を及ぼす危険性が明らかになっています。今後、母子保健事業等を通して、子どもの発達への悪影響やメディアを上手に利用する方法を啓発し、外遊びや絵本の読み聞かせをすすめていく必要があります。

【具体的な取組】

- 町立図書館と連携し、乳児健診で「ブックスタート事業」を推進し、乳児期から絵本の読み聞かせや親子の触れ合いの大切さを伝え、健診未受診者についても、電話連絡、訪問指導等を通じて「ブックスタート事業」の説明をしていきます。
- こんにちは赤ちゃん訪問事業等で「ブックスタート事業」について説明し、

同時に乳児期から絵本に親しめる環境作りの必要性を伝えていきます。

- 母子保健事業等で町立図書館、地域子育て支援センター等と連携し、読書活動に関する講演会や行事等地域の情報を積極的に発信していきます。
- 幼児健診でメディア依存について説明し、心身に与える子どもへの悪影響について理解を深め、絵本の読み聞かせを通じて親子の触れ合いを大切にしていくよう進めていきます。

3 子育て支援センターにおける子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

乳幼児期に絵本や物語に親しむことは、感情や想像力が豊かになったり、語彙が増え、コミュニケーション力が培われたりと、子どもの成長発達に重要なものです。また、児童期からの読書活動の基礎にもつながります。

子育て支援センターでは、物語絵本を始め、赤ちゃん向けの絵本、しかけ絵本など、様々な絵本を用意しています。日時は特定していませんが、読み聞かせの時間を設け、子どもはもとより、保護者にも絵本の楽しさを感じてもらえるように取り組んでいます。また、絵本の貸し出しや、子どもへの読み聞かせ時に参考となるように、「おすすめ絵本コーナー」を設置し、絵本の内容などをわかりやすく掲示することにより、手に取って読んだり、借りたりすることが見られています。保護者向けの育児書や雑誌も用意し貸し出しを行うことで、育児の参考にしたり、それを媒介にして、保護者同士で話をしたりする場面もあります。

近年、子育て支援センターでは、乳児を持つ保護者の利用が増加してきたため、乳児から絵本にかかわる大切さを周知したり、少人数でゆったりとかかわりながらの読み聞かせを行ったりするなどの工夫が必要です。これからも利用時の子どもの年齢や人数に応じて読み聞かせを実施するなど、読書活動を広めていく必要があると考えています。

【具体的な取組】

- 子どもの年齢や興味・発達に応じた資料の充実に努めます。
- 子どもの年齢や興味に合わせた絵本や紙芝居などの読み聞かせの充実に努めます。
- 「おすすめ絵本」などを掲示し、職員がコメントを添えることで、絵本の楽しさを気軽に知ることができるような読書環境の整備をします。
- 各種研修会に参加するなど、資質の向上を図ります。

4 保育所（園）における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

令和となり、子育ての環境はめまぐるしく変化し、携帯電話、パソコン、テレビゲームなど子育ての主となるものがメディア中心になってきています。

0・1歳児から人差し指で携帯画面を操作したり、ごっこ遊びの中にもメディア対応したりする姿が当たり前に見られています。絵本という存在も、携帯電話やタブレットなど、メディアを使って見るものに変化しつつあります。そんな現状を踏まえ、0歳から就学前の子どもの保育する立場として、絵本が子どもの成長になくてはならないものであること、将来を心も体も健やかに生活していく基礎を培うものであることなどを、おたよりや貸し出し絵本を通して保護者に理解してもらえよう取り組んでいます。また、保育所（園）でも、常に絵本が身近にみられるよう環境を設定し、保育者も毎日の読み聞かせの時間を大切にしています。ボランティアによる読み聞かせもあり、絵本への興味を持つ機会を増やしています。

しかし、就労している保護者は日々忙しく子育てを頑張っています。絵本の大切さを理解していても、ゆっくりと読み聞かせができる時間を持つことが難しいのも現実です。絵本を読まなければならないと決めつけるのではなく、まず、読めるときに、子どもとスキンシップをとりながら、ゆっくりと読んであげる時間を持ってくれるよう、そして1冊が2冊となり、「YouTube」より絵本となるように働きかけていきます。今後も保育所（園）では、0歳からの絵本の読み聞かせが子どもの心と体の健やかな育ちにつながることを発信していきます。

【具体的な取組】

- 全ての保育者が、絵本による子どもの成長を理解し、積極的に保育の中に読み聞かせを取り入れます。
- 保護者との連携を深め、子どもにとってのよい絵本の情報を発信し、保育所（園）においても、絵本を身近にある環境を整えます。
- 引き続き、ボランティアとともに読書環境の整備や読み聞かせの充実に努めます。

5 幼稚園における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

幼稚園教育では、子どもたちは教師や友達と共に様々な絵本、紙芝居などに親しむ中で、新しい世界に興味関心を広げていきます。本町の町立幼稚園では、それぞれの園で本に親しむことができるよう特性を活かした取組を行っています。園生活の中で、教師やボランティアによる読み聞かせをしたり、町立図書館を見学したりするなどを通して、子どもたちの生活に読書が浸透しており、昆虫や植物を見て実際の観察に活かす姿などを日常的に見ることができます。

また、家庭でも読書に親しんでもらえるように、絵本の貸し出しをしています。お便り等を通して、子どもがどのような絵本に興味があるか、おすすめの絵本等を周知しています。

松茂幼稚園では絵本の部屋だけでなく、保護者の送迎の動線も考え、いつでも借りることができるよう玄関に絵本コーナーを設けました。職員おすすめの絵本を掲示することにより手にとってもらえる機会も増えています。また、絵本の貸し出しカードに、家庭で読み聞かせをした際の感想の欄を作りました。家庭での読み聞かせの楽しさを親子で共有する機会になればと願っています。

喜来幼稚園では、保護者と園児が相談して選んでいます。預かり保育室と絵本の部屋が遠いため、保護者の送迎時の貸し出しは難しい面もありました。そこで、学年毎に貸し出しの日を設定し、自分で選んだ本を持ち帰るようにしました。

各園、施設規模や地域性により、それぞれの現状と抱える課題は異なる面もありますが、共通の課題は、幼稚園で定着した読み聞かせなどの読書に親しむ活動を、今後どのように家庭へとつなげていくかということです。

【具体的な取組】

- 子どもの興味・関心・発達に応じた図書の充実をすすめていきます。
- 教師が読み聞かせや絵本に関する研修に参加し、資質の向上を図ります。
- 「おすすめの絵本」や「みんなの好きな本」などをお便りで紹介し、読書の楽しさや重要性について、保護者への理解促進に努めます。
- 子どもの興味を引くように、図書室・図書コーナーの配架方法や収納（見せ方）を工夫します。

6 小学校における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

子どもの読書習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っています。町内の3小学校では、児童の読書習慣の定着のための取組として、学校での読書活動の充実を図っています。

たとえば、読書カードをより使いやすい形式に変更し、朝の放送で読書活動の用意をするように呼びかけて、全校一斉の読書タイムを設けたり、また、給食や掃除の後など、短時間でもこまめに読書の時間を設けたりするなど、読書時間の確保のための工夫をしています。

また、児童同士での読み聞かせや、ビブリオバトルの開催など、児童と読書を結びつけるための特色ある活動なども行われています。

さらに、ボランティアの方々に協力をいただき、読み聞かせや図書環境整備も、これまでに引き続き定期的に行っています。

これらの取組により、自発的に読書に取り組む児童が増えています。一方、絵や図鑑を見るだけ、進んで本を手にとらないなどの児童に対して、読書の素晴らしさをどう伝えていくかは課題であります。

学校図書室については、電子管理が進んでいるものの、システムや図書室の専任職員がいないため、システム不調時や資料の管理に人手不足で対応が行き届かず、各学校の先生方の工夫によるところが多くなっており、読書活動の支援が難しいものとなっています。

学校図書室が児童のための「読書センター」「学習・情報センター」として機能を果たすためには、運営のため必要な人材・財源の確保が、引き続き課題であるといえます。

【具体的な取組】

- 特定の教員や担当者だけでなく全ての教職員が、言語活動の充実と読書活動の推進に共通認識を持ち、学校のホームページや学級通信などを通じて、読書の大切さについて、児童と保護者に発信します。
- 学校図書室を利用する授業を計画的に実施します。
- 読み聞かせや学校図書室の環境整備など、ボランティア団体との連携を深め、子どもが読書の楽しさに出会う環境作りを進めます。
- 推薦図書リストや新着図書案内、児童によるおすすめ本の紹介や、手に取りやすいところへの本の設置、読みたいと思わせる本の選書など、図書や読書に関する情報の提供や更新を行い、児童の自発的読書活動を推進します。
- 学校図書室が「読書センター」「学習・情報センター」としての機能が果たせるように、必要な図書の収集に努め、利用しやすい書棚づくりをします。

7 中学校における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

中学校では、生徒が生涯にわたる読書習慣を身につけられるよう一斉の読書時間を引き続き設け、本に触れる機会をつくっています。その時間を利用してボランティアの方にも読み聞かせをお願いしています。また、家で過ごす時間を少しでも本を読む機会にしてほしいと考え、先生方が中学生の時に読んだ本や今おすすめの本をまとめて紹介したところ、とても生徒たちに好評でした。

そこで、図書委員会の活動で、各クラスの学級文庫を図書委員が選定しています。本の種類が偏らないよう、本が苦手な生徒にも手に取ってもらえるよう、新刊も含めて選定するようにしています。

現在行っている「子ども読書生活化プロジェクトV」でも、毎年一定の時期に一週間の平均読書時間のアンケートを実施していますが、“全く本や新聞を読まない”生徒の割合が多少減ることはあっても、“一週間の読書時間が10分以内である”と合わせた割合が5割～6割となり、大きな変化につながっていません。アンケートの時期と一斉読書の時期が重ならないからだととしても、これが中学生の現状と課題だといえます。読書をする生徒としない生徒との二極化が進んでいます。読書に興味のない生徒に読書の楽しさを教え。家庭での読書につなげていく取組が必要です。

情報活用の言語活動においては、総合的学習の時間や国語の時間を中心に、図書室の活用を継続して行っています。たとえば、2年生が各クラスでビブリオバトルを行い、学年全体でも実施しました。また、2年生にはおすすめの本や前日の新聞を置き、3年生のところには図書室前の新聞を置くようにしました。実際におすすめの本を借りたり、時事などの情報を得たりしています。また、支援学級でも授業の中で知りたいことを調べるために学校図書館をよく利用しています。さらに、新刊案内だけでなく、各学級の図書委員が実際に読んだ本の中からおすすめの一冊の紹介もしています。

図書の蔵書のデータベース化が進み、貸出手続きや貸出冊数の把握、蔵書管理がしやすくなり、図書委員も積極的に活動しています。貸出冊数と学級文庫の貸し出しも含めると、年間の貸出冊数も平均2000冊を超えてはいますが、個々の読書量を上げることにはまだまだ課題が残ります。生徒の読みたい本と図書館の本が一致していないところもあり、本の選定基準をどうするのが課題となっています。また、限られた時間での蔵書の整理や細やかな図書館運営は困難なままであり、人材・財源の確保が引き続き課題といえます。

【具体的な取組】

- 全ての教職員が、言語活動の充実と読書活動の推進が学力向上につながることを共通認識し、生徒や保護者への啓発を進めます。

- 定期的な読書時間を継続して設定し、生徒の読書時間の定着化を進めます。
- 生徒や教職員にとって、学校図書館が「読書センター」「学習・情報センター」であるという機能を果たせるよう、町立図書館と連携し、効率かつ効果的な運営を図ります。
- 本の購入には、購入希望アンケートを生徒にも実施する等して、ニーズに合った図書の充実に努めます。
- 図書委員会活動によるブックリスト、新刊案内、広報誌の作成の充実に努めます。
- 図書の廃棄・配架などの蔵書整備に努め、資料活用の効率化を図ります。

8 放課後児童クラブにおける子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等に生活の場を与え、健全な遊びを通して児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設で、現在、松茂町には4カ所の児童クラブが設置されています。

児童クラブの図書室には、絵本や子ども向けの本、紙芝居、漫画なども備えており、自由に出入りできることから、児童は自発的に読書を楽しんでいます。読書は子どもにとって、精神的な遊びであり、喜びであって、成長を助ける要因を持っています。読書を通して、豊かな感受性が育まれ、主体的に生きる人間として育つために必要な判断力が培われていきます。他方、興味のない児童は別のことをしています。多くの児童に読書に関心を持ってもらうためには、町立図書館やボランティア等の関係機関と連携し、おはなし会を実施するなど、工夫が必要だと感じています。

児童クラブでは、異年齢集団がともに時間を過ごすという環境から、高学年児童が低学年児童に読み聞かせを行うなど、子ども同士で読書活動を進めることができます。これを一部の児童だけにとどめる事なく、より多くの児童に広げていくような取り組みが必要です。

【具体的な取組】

- 全ての子どもが読書を楽しめるよう、地域の方や、読み聞かせボランティアと連携し、日常的に読み聞かせの時間を設け、子どもが読書に親しむ機会をつくります。
- 町立図書館と連携し、蔵書の充実に努めます。
- 児童クラブだよりを通じて、おすすめの本を紹介するなど、読書活動を推進します。
- 高学年児童が低学年児童に積極的に読み聞かせをするなどの異年齢交流を推進し、読書を楽しむきっかけ作りを進めます。

9 町立図書館における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

図書館は、子どもが読みたい本を、いつでも自由に選び、読書の楽しさを知ることのできる場所です。また、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選んだり、読書について相談したりすることができる場所でもあります。

現在の町立図書館では、約 200 平方メートルの児童コーナーに、床暖房のあるおはなしの部屋、子ども用トイレを設置し、継続的に児童用図書や視聴覚資料を購入し、子どもの読書環境の整備に努めています。

子どもの読書活動推進の行事としては、毎年の定期的な行事の他に、図書館サポーター（ボランティア）と協力した「おはなし会」などの行事や「子どもの読書週間」にあわせた取組をしています。

広報活動としては、乳幼児の親子を対象とした図書館だよりや、年齢にあわせた新着図書案内を、保健相談センター、子育て支援センター、幼稚園・学校等を通じ広く配布しています。また「広報まつしげ」、図書館のホームページを活用し、情報発信に努めています。

各関係機関との連携は、町内保育所（園）、幼稚園、小中学校では団体貸し出し、カリキュラム中での町立図書館利用の支援、職業体験受け入れ等を行っています。

特別支援学級、ウイング松茂（障がい児を持つ親の会）は、町立図書館で、作品展の開催を行っています。

また、保健相談センターと連携し、実施している「ブックスタート事業」は、乳児検診時に絵本を配布し、親子で読書時間を共有するきっかけとなっています。

令和 2 年度に第 27 号をむかえた館報「ふみよむひろば」は、町立図書館年報や一般の文芸作品の他に、児童生徒の優秀な読書感想画・感想文を掲載し、町民の中に文芸誌として浸透しつつあります。

次に、町立図書館の利用状況では、個人貸出冊数は平成 23 年度をピークに減少傾向にあり、18 才以下についても同様です。第三次推進計画の年度中も減少が見られました。年齢別の内訳から見ると、小学生以下の貸出冊数は平成 29 年度から減少し、特に幼児・小学校低学年の減少が顕著に見られます。

中学生、高校生については自習等での利用はさかんですが、貸出冊数は伸びず、依然として、学齢が進むにつれて子どもの読書離れが進む傾向は続いています。

一方、18 才以下の貸出冊数と貸出人数の推移を比較してみます。三次計画当初の平成 27 年度を基準とすると、平成 31 年度の貸出冊数は 77%、貸出者数は 69%と減少しています（一般は貸出冊数 88%、貸出者数 83%）。これらの結果から、読書習慣の付いた子はより一層読み、そうでな

い子はより読書離れしている、読書活動の二極化と、小学校低学年以下の読書離れが、町立図書館の利用にも現れていると考えられます。

これらのことをふまえ、今後もさらに関係機関との連携を深め、町立図書館へ足を運んでもらえるような働きかけが大切です。発達段階にあわせた資料や視覚的・聴覚的に配慮された資料を揃えるとともに、従来の小学校高学年から中高校生へのアプローチに加え、小学校低学年以下の児童・園児への読書習慣定着をめざし、すべての子どもたちが、町立図書館や読書をより身近に感じることができるように取り組む必要があります。

【具体的な取組】

- 継続して子ども用の資料の充実や情報収集に努めます。
- 中高生を対象とした「ヤングアダルトコーナー」を充実します。
- 関係機関と連携を深め「ブックスタート事業」を進めます。
- 子どもと保護者が一緒になって読書に親しむ機会をつくるため、ボランティアと連携しイベントを開催する等、読書への関心を高めるように努めます。
- 年齢に応じた「ブックリスト」の作成や新着図書案内、企画展示などを実施し、情報発信します。
- 特別な支援を必要とする子どもの読書活動を支援します。
- 職業体験、社会科見学などを受け入れ、子どもが町立図書館や読書に興味関心を持つきっかけづくりをします。
- 県立図書館や他の公共図書館と連携し、所蔵していない資料の貸し出しやレファレンスサービス（情報を求めている利用者に対して、必要とされる情報や資料を提供する図書館業務）の充実に努めます。
- 学校、幼稚園、保育施設などの読書環境充実のため、調べ学習の支援や団体貸し出しを促進します。
- 町立図書館職員は各種研修会に参加するなど、資質の向上に努めます。
- 館報を町民の文芸誌と位置付け発表の場を設けることで、子どもから大人までの言語活動の充実に努めます。

10 ボランティアによる子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

松茂町では、幼稚園・小中学校をはじめ多くの施設で、ボランティアが活動し、子どもの読書活動の推進に協力しています。その内容は、「読み聞かせ」「学級文庫の選書・運搬等の活動支援」「読書環境整備」など多岐にわたり、積極的かつ活発な活動が継続されています。

町立図書館では、毎月サポーターによるテーマを決めたお話会、乳幼児対象のお話会、英語のお話会を開催しており、子どもの読書活動の推進に大きく寄与しています。

このようなボランティアの活動は、子どもの自主的な読書活動を推進するとともに、大人にも子どもの読書に関する理解や関心を深める機会になるなど、社会的気運の醸成にも大きく関与しています。

しかし、こうした活動の多くは人員不足が課題となっています。読み聞かせが与える効果は幼児だけに限ったことではないということを、多くの人に知ってもらい、地域全体で子どもの読書活動の推進を進めていく必要があります。今後は、ボランティア団体同士や関係機関との連携・協力を図り、情報交換を行い、活動を促進していくことが期待されます。

【具体的な取組】

- 各施設での資料整理をはじめとする子どもの読書環境整備事業や、学級文庫用の本を、町立図書館から借りてくる等の文庫活動を進めていきます。
- 子育て支援センターや幼稚園・学校と連携し、読み聞かせ活動を実施します。
- 町立図書館と連携し、読書の楽しさを体験できるおはなし会を行い、子どもの自発的な読書活動につながるよう支援をします。
- 町立図書館と人気図書や読み聞かせに適した本などの情報交換を行い、子どもの読書活動を推進します。
- 「松茂町人材バンク」「松茂町学校支援地域本部」などを活用し、ボランティア活動に関する情報交換や交流、研修に努めるとともに、継続的に活動ができるよう人材の確保に取り組みます。

第4章 子どもの読書活動推進のための社会的気運の醸成

1 関係諸機関・組織の連携

【現状と課題】

現在、松茂町では、町立図書館、学校教育施設、社会教育施設、福祉部門施設、ボランティアなどが、各分野で子どもの読書活動推進のための取組を行い、連携や協力する取組も実施しています。

この第四次推進計画を実行するためには、それぞれが現在の状況を確認し、課題を見だし、解決していく姿勢を維持することが重要です。

その上で、関係諸機関や組織が連携することによって、さらに多くの人の協力体制が確立し、課題解決のための大きな力となります。

【具体的な取組】

- 関係機関で構成される「松茂町子どもの読書推進連絡会」を開催し、情報交換や連携協力し、子どもの読書を推進します。
- 読み聞かせやブックトーク、資料の広報活動などの知識や技術の向上のための研修会の情報提供や参加を推進します。
- 学校図書室と町立図書館が情報交換し、連携していきます。
- 各教科や総合学習の時間に利用する資料の充実を図ります。

2 社会的気運の醸成

【現状と課題】

子どもが、楽しみながら進んで本を手にし、読書に親しむためには、読書活動に関する情報が、いつでも、どこでも利用できる環境を整えることが大切です。そのためには、子どもを取り巻く社会全体の読書活動への理解と協力が欠かせません。

そこで、子どもが読みたがる本や、子どもに読んでほしい本、家庭や学校、地域社会で行われる様々な読書活動やイベント情報を収集します。これらは、「広報まつしげ」や町立図書館のホームページを通じて積極的に提供するとともに、あわせて読書活動の意義や重要性についての啓発を図り一層の読書活動推進を行います。

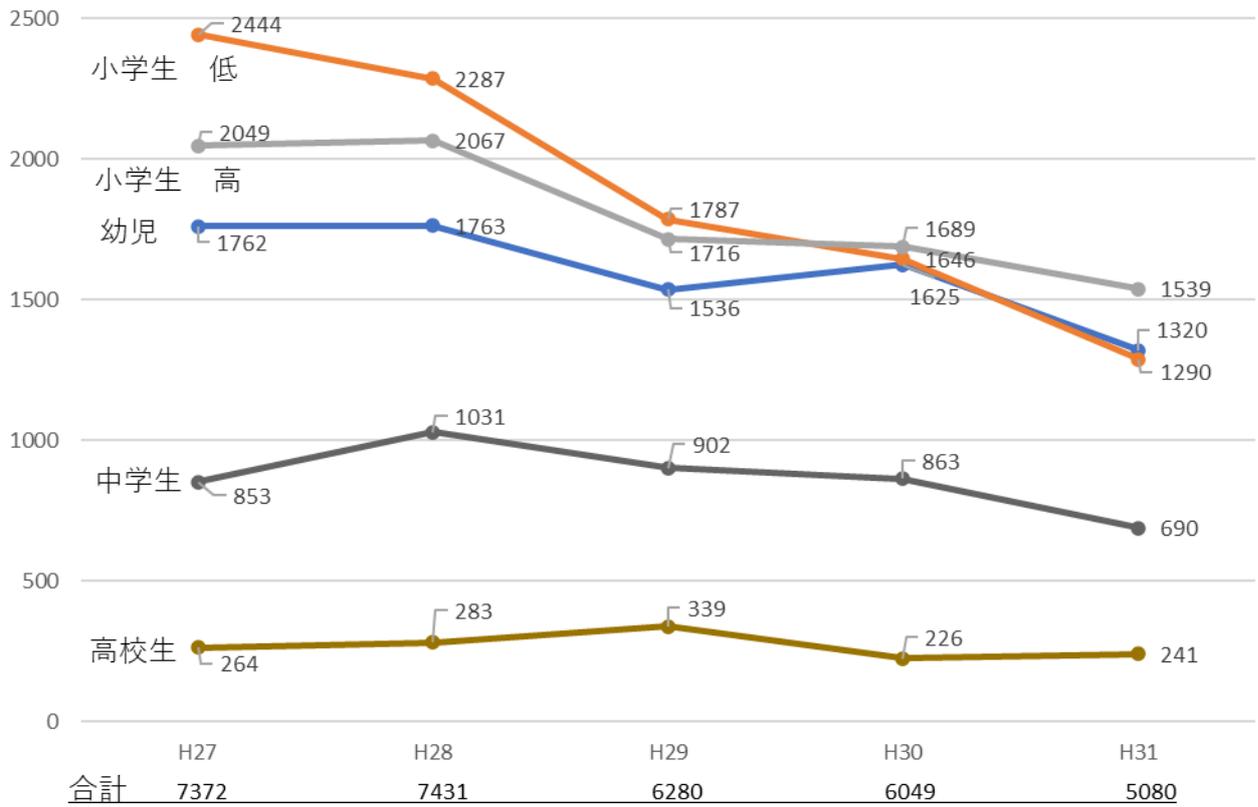
また、「子ども読書の日」（4月23日）「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）など国の広報事業を活用し、子どもが読書に興味や関心を深める事業に取り組みます。

【具体的な取組】

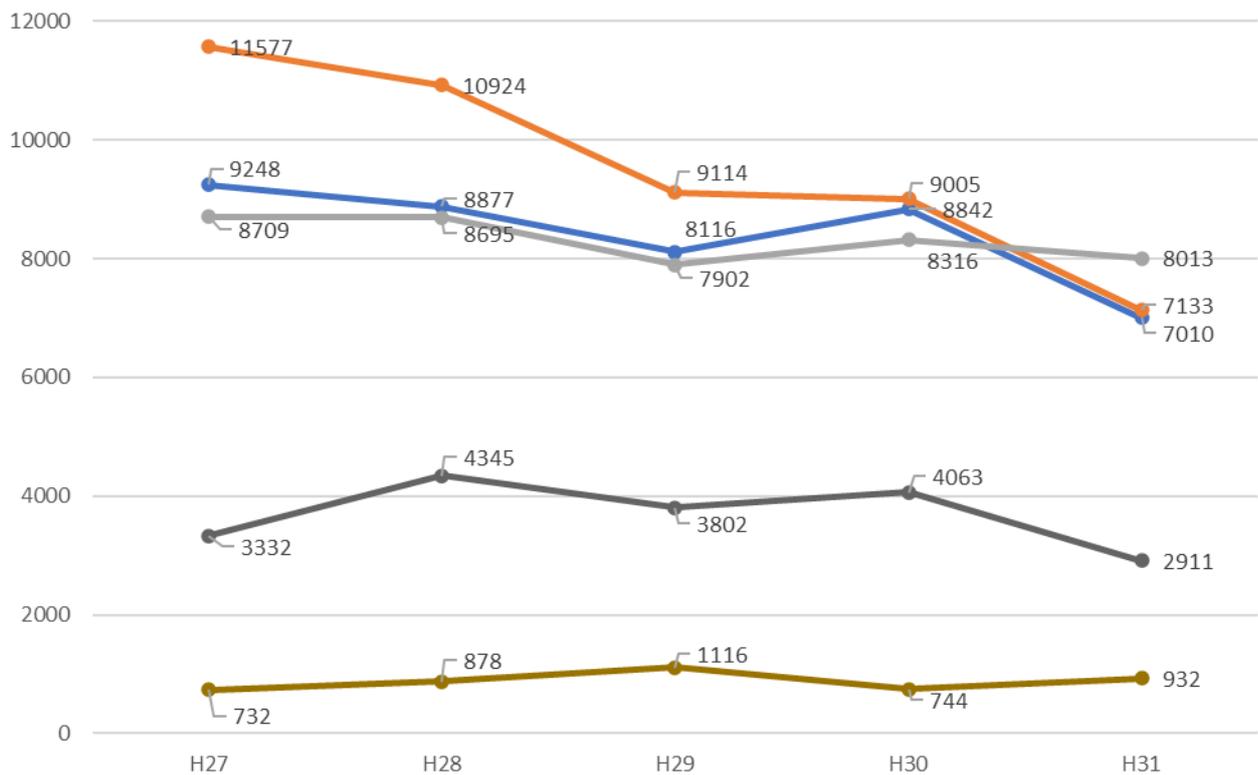
- 各学校や町立図書館において、推薦図書の展示・紹介に努めます。
- 「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」を中心とし、ポスター等を活用し情報提供を図るとともに、子どもが読書に興味や関心を深める取組を実施します。
- 「広報まつしげ」や町立図書館のホームページを活用し、情報提供に努めます。
- 家庭を対象とした、子どもの読書活動推進のためのリーフレットを作成し、啓発と普及に努めます。
- 保護者や教職員などと連携し、子どもの読書活動推進のための研修に努め、積極的に啓発します。

【資料】

貸出者数の推移（人）



貸出冊数の推移（冊）



子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、

これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

松茂町子どもの読書活動推進計画（第四次推進計画）策定委員名簿

（◎会長 ○副会長）

所 属	氏 名
松茂町教育委員会 教育長	◎丹羽 敦子
松茂町社会教育委員 図書館協議会委員 図書館サポーター	○梅津 洋子
松茂中学校	戸出 三枝子
長原小学校	西森 琴乃
松茂小学校	松岡 弘子
喜来小学校	吉田 和佳子
松茂幼稚園	村上 泰子
喜来幼稚園	竹内 照記
まつしげ保育所	北濱 道子
松茂町地域子育て支援センター	宮本 貴子
松茂町放課後児童クラブ	佐藤 なるみ
松茂町保健相談センター	新谷 礼子
松茂町教育委員会社会教育指導員	乾 幸信
（事務局）松茂町立図書館 館長 （松茂町教育委員会教育次長）	尾野 浩士
（事務局）松茂町立図書館 館長補佐	近藤 拓司